

《見積内訳総括表等の記載における留意事項》

1 スクラップ処分費について

- ① スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準において直接工事費から控除しております。（但し、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出します。）
- ② したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除後の金額で判定しております。
- ③ なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（様式第6号）又は工事費内訳書（様式1号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から控除した場合でも違算として扱うことはありませんが、低入札価格調査制度（施工体制事前提出方式を含む。以下同じ。）における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定しております。

2 一括計上価格について

- ① 県の積算基準において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっております。
- ② したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定しております。
- ③ なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表又は工事費内訳書において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算として扱うことはありませんが、低入札価格調査制度における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定しております。

3 施設機械設備工事における機器費、諸経費等について

以下のとおり取り扱うものとします。

【各工事区分毎の諸経費の取扱い】

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費(据付)	次の額を合算した額 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等

※ 純工事費相当額は、直接工事費相当額と共通仮設費相当額を合算した額になります。